

2021年11月19日

株式会社岩手銀行

## 「地域ESG融資促進利子補給事業」にかかる指定金融機関への採択について

岩手銀行（頭取 田口 幸雄）は、環境省より業務を委託された一般社団法人環境パートナーシップ会議より、県内に本店を置く金融機関として初めて「地域ESG融資促進利子補給事業（以下、本事業といいます。）」にかかる指定金融機関に採択されましたので、お知らせいたします。

本事業は、環境基本計画に定められた地域循環共生圏（※1）の創出に資するESG融資（※2）を行う金融機関に対して、その利子の軽減を目的とした利子補給金を交付するものです。具体的には、これに資するESG融資に対して、当初3年間・1%を上限として融資にかかる利子補給を環境省より受けることが可能となります。

当行は、本事業によるESG融資への取組みを通して、地域貢献および地方創生の推進、SDGsの達成へ取組んで参ります。

### 記

#### 1. 地域循環共生圏とは

地域がその特色を活かした強みを発揮し、地域資源を活用した自立・分散型の社会を形成しつつ、他の地域と資源を補完し支えあうことによって、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。



出典) 環境省ホームページ等をもとに、当行にて作成

#### 2. ESG融資

環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）の要素を考慮して行い、環境・社会へのインパクトをもたらす事業（例、CO2削減の高い再生可能エネルギーや省エネルギー事業）に対する融資を指します。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】  
法人戦略部 法人企画グループ 尾野  
電話：019-601-8869